

議員提出議案第2号

日進市議会会議規則の一部改正について

日進市議会会議規則の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年2月22日提出

提出者	日進市議会議員	永野	雅則
〃	日進市議会議員	道家	富好
〃	日進市議会議員	舟橋	よしえ
〃	日進市議会議員	青山	耕三
〃	日進市議会議員	坂林	たくみ
〃	日進市議会議員	川嶋	恵美
〃	日進市議会議員	山根	みちよ

1 提案理由

この案を提出するのは、委員会の委員、委員外議員及び請願の紹介議員がオンライン会議システムを利用して会議に出席することを可能とするため、日進市議会会議規則の一部を改正する必要があるからであります。

2 主な改正点

- (1) オンライン会議システムによって委員会に参加した委員について、委員会の出席委員とする。
- (2) 委員会に出席を求められた委員でない議員について、オンライン会議システムでの参加を可能とする。
- (3) オンライン会議システムを利用する会議においては、投票で表決をとることができないものとする。
- (4) 委員会に説明を求められた請願の紹介議員について、オンライン会議システムでの説明を可能とする。

日進市議会会議規則の一部を改正する規則

令和 年 月 日
 議会規則第 号

日進市議会会議規則(平成6年日進町議会規則第1号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>(オンライン会議システムを利用する会議)</u> 第94条の2 <u>日進市議会委員会条例(平成6年日進町条例第27号)第15条の2第1項に規定するオンライン会議システム(以下「オンライン会議システム」という。)</u>により委員会に参加した委員は、前条第1項、第96条、第99条、第108条第1項、第119条第2項、第137条及び第138条第1項の出席委員とする。</p> <p>(委員外議員の発言)</p> <p>第117条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、その出席<u>(オンライン会議システムを利用する出席を含む。)</u>を求めて説明又は意見を聞くことができる。</p> <p>2 略</p> <p>(不在委員)</p> <p>第129条 表決の際会議室にいない委員<u>(オンライン会議システムにより委員会に出席している委員を除く。)</u>は、表決に加わることができない。</p> <p>(挙手による表決)</p> <p>第131条 略</p> <p>2 <u>オンライン会議システムを利用しない委員会の場合であって、委員長が挙手者の多少を認定しがたいとき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。</u></p> <p>(投票による表決)</p> <p>第132条 <u>オンライン会議システムを利用しない委員会の場合であって、委員長が必要があると認めるとき、又は出席委員から要</u></p>	<p>(委員外議員の発言)</p> <p>第117条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、その出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。</p> <p>2 略</p> <p>(不在委員)</p> <p>第129条 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。</p> <p>(挙手による表決)</p> <p>第131条 略</p> <p>2 委員長が挙手者の多少を認定しがたいとき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。</p> <p>(投票による表決)</p> <p>第132条 委員長が必要があると認めるとき、又は出席委員から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとる。</p>

求があるときは、記名又は無記名の投票で
表決をとる。

2 略

(紹介議員の委員会出席)

第142条 委員会は、審査のため必要があると
認めるときは、紹介議員の説明(オンライン
会議システムを利用する説明を含む。)を求
めることができる。

2 略

2 略

(紹介議員の委員会出席)

第142条 委員会は、審査のため必要があると
認めるときは、紹介議員の説明を求めら
れることができる。

2 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。